

三島市外五ヶ市町箱根山組合議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例

(昭和 61 年 10 月 27 日)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条の規定に基づき、三島市外五ヶ市町箱根山組合の議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対する補償に関する制度を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 前条の補償については、三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年三島市条例第 19 号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 34 年静岡県条例第 16 号）及び三島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 42 年条例第 19 号）」とあるのは「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）」と、「三島市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 11 号）」とあるのは「消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 15 条の 7 の規定に基づく条例」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（昭和 61 年 10 月 27 日）から施行する。
- 2 三島市外五ヶ市町箱根山組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年三島市外五ヶ市町箱根山組合条例第 50 号）は、廃止する。